

会議録（１）

会議の名称	飯能市児童福祉審議会
開催日時	平成28年8月24日（水） 開会 午前9時30分 閉会 午前11時30分
開催場所	飯能市子育て総合センター 研修室
会長氏名	石田 経子
出席委員	森田 明美 広瀬 正幸 石間戸 宗明 窪寺 朋子 加藤 悦子
欠席委員	江角 孝子 沢辺 亮一 小林 宏樹 藤田 顕也
説明者の 職氏名	健康福祉部長 坂本 実 子育て支援課長 土屋 浩美 子育て支援課 主幹 新井 裕子 主幹 大久保 幸生 主査 清水 孝司 主査 横手 広美 保育課長 根岸 隆 保育課 主幹 渡邊 由起子 主査 浅見 洋
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙次第のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員 職氏名	子育て支援課 課長 土屋 浩美 主幹 新井 裕子 主幹 大久保 幸生 主査 清水 孝司 主査 横手 広美

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
支援相談担当リーダー	<p>それでは、次第4の議事に入らせていただきます。</p> <p>飯能市児童福祉審議会条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となることが規定されておりますので、石田会長よりお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議ですが、欠席委員は江角委員、沢辺委員、小林委員、藤田委員の4名です。</p> <p>飯能市児童福祉審議会条例第6条第2項の規定により2分の1以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日の議事内容は、公開対象となっておりますことを申し添えます。それでは、石田会長、議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>まず初めに、本日、傍聴の希望はございますか。</p>
支援相談担当リーダー	<p>希望者はいらっしゃいません。</p>
議長	<p>本日は傍聴の希望がありませんが、議事の途中で傍聴の希望がありましたら、入室を許可してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>それでは、次第4の議事に入らせていただきます。</p> <p>議事（1）「保育所（園）入所選考基準表の項目の追加等について」を議題といたします。所管課から説明をお願いします。</p>
保育課長	<p>議事1の資料をご覧ください。保育所の入所に当たっては、保育の必要性の認定を行い、入所選考基準表に基づいて点数の高い方から希望の保育所に入所できるわけですが、今回はその基準表を見直すものでございます。一覧表に5項目の修正がございまして、基準表の6番、10番、調整点数の1番、</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>2番については、実情に基づいて若干の修正を加えたもので、13番については、新たに項目を追加するものでございます。基準表6番の「上記以外で月64時間以上の就労が内定している場合」については、現在、「週4日以上、昼間7時間以上の就労が内定している場合」は18点、「週4日以上、昼間4時間以上の就労が内定している場合」は17点という項目をまとめて1つの項目にするものです。月64時間以上の就労というのは保育の必要性を認定する場合の就労時間の最低条件となっております。基準点数の10番「離婚を前提に別居している場合」、調整点数の1番「ひとり親世帯（離婚調停可・別居のみ不可）又は両親不在世帯で同居親族がいない場合」と調整点数の2番「ひとり親世帯で同居親族がいる場合」の3つについては、現行の基準表で「基準点数の算定は、保護者が2人のときは合算するものとし、保護者が1人のときは、その基準点に30を加える。」という表記があり、この30点の部分の表記を削って、この3つの基準にその分相当の点数を加えるものです。</p>
	<p>現在、窓口でも別居中の方からの相談を受けますが、原則的には、相手方の就労証明を持ってきていただくよう指導しております。様々な事情で就労証明を提出することができない場合は、保護者がひとりの場合の基準点である30点を加えている状況でございます。しかしながら、実際には保護者がひとりではないので、具体的な項目を設定する必要があることから、「離婚を前提に別居している場合」という基準を設けたものでございます。離婚が前提ということですから、住民票を別にしていくことと申請時に誓約書を書いていただくことを条件とします。結果的に離婚しなかった場合には、申請の内容に間違いがあるので、退所していただくこととなります。</p>
	<p>調整点数の13番「飯能市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に勤務（予定を含む）している者」については、調整点数を3点から10点としております。これは、平成28年2月15日に内閣府と厚生労働省から連名で通知が出</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>ております。これによりますと、現在、待機児童が増えている1つの要因として、保育士が子どもを預けて働けない状況であると考えられています。そのために保育士の子どもを優先的に保育所に入所させて保育士の現場復帰を促し、より多くの子どもを預かれるような体制をつくり、保育士不足を解消しようというものでございます。調整点数は3点から10点までとなっておりますが、「昼間7時間以上の就労を常態としている場合（予定を含む）」は10点、「昼間4時間以上の就労を常態としている場合（予定を含む）」は7点、「上記に満たない就労形態の場合」は3点といたします。</p>
議 長	<p>説明は以上です。ただ今の説明に対してご質問はありますか。</p>
森田委員	<p>飯能市では、保育所への入所に関してどれくらいの混雑度で、この基準を決める理由は何かということと、調整点数で1点加える、6点加える、あるいはマイナスするということが、どの程度入所に響くのかということの説明をお願いします。</p> <p>また、飯能市の保育所に保育士が不足しているということはわかりますが、フルタイムの保育士が必要なのかパートタイムの保育士が必要なのかということによっても調整点数の配分が変わってくると思います。</p>
保育課長	<p>待機児童は、0～2歳が多く、今年度は特に2歳児の待機が多くなっています。調整点数についての詳細はわかりませんが、調整点が影響してくるのは、低年齢児の保護者になると思われます。また、現行の調整点数の中で、ひとり親世帯で同居親族がない場合は6点、同居親族がいる場合は4点となっており、ひとり親世帯の場合は低所得の方が多く、特に生計に影響を及ぼす同居の親族などがない方を優先させているところでございます。</p> <p>また、フルタイムかパートタイムかどちらが必要なのかという点については、飯能市の公立保育所については、正規職員は調整点の対象としておりませんので、臨時職員のみについて適用し、それぞれ調整点数を設定しています。</p>

発 言 者	発 言 内 容
議長	ただ今の説明についてご質問はございますか。
森田委員	ひとり親世帯の子どもを優先的に入所させることに異論はありませんが、調整点を入れた結果として、ひとり親世帯の子どもが入所できているのか。就労して自立に向けて支援できているのかということを検証していただきたいと思います。
石間戸委員	幼稚園については、求人票を出しても応募がありません。実習生に働きかけて、希望があれば採用試験を受けていただくような体制をとっておりますが、採用は難しくなっています。
森田委員	東京都の自治体では、保育士に住宅費として7万円を補助することになっていると聞いています。渋谷のハローワークでは30倍の競争率になるそうです。また、世田谷区では2,000人の保育士を増やす予定で、東京都の採用は大幅に増えています。埼玉県で保育士を確保できるのか大きな課題だと思います。 また、基準表の中に「離婚を前提に別居している場合」という表現がありますが、これを明示する必要があるのですか。
保育課長	保育所の申請時に、別居している方の取扱が曖昧な状況になっています。原則としては、父母の就労証明を出していただくことが前提となりますが、別居していて就労証明を出してもらえない方などを救うために、「保護者が一人のときはその基準点に30点を加える」という項目で対応しております。しかしながら、現実的には一人ではないのに30点を加えていることで判定が曖昧になっていることから、新たに項目を追加するものですが、「離婚を前提に別居している場合」とは明示せずに審査の中で協議することも可能です。
森田委員	調整点数の3番では「保護者の一方が長期不在の場合（単身赴任、海外勤務、拘束、別居等）」が2点となっておりますが、この点数を上げることによって対応できないのでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容
保育課主幹	<p>単身赴任や海外勤務に該当する方は、父母の就労証明が添付されているので、基準点数が加えられているため、調整点数を高くしてしまうと、かなりの高点数になってしまうため、ここでは2点とさせていただきたいと考えています。</p>
森田委員	<p>別居中でも、父の状況がわからないと点数を加えられないから2点にしたいということですか。</p>
保育課主幹	<p>はい。別居でもその形態は様々ですので、離婚を前提にしている場合は、住民票が別であることと、離婚を前提にしているという申立書を書いていただくことにより、28点と調整点数の2点を加えて30点となり、常勤で就労している方と同じくらいの点数になります。</p>
森田委員	<p>拘禁の場合はどうなりますか。</p>
保育課主幹	<p>拘禁の場合は、特例の28点が加えられるので、合計で30点となります。</p>
森田委員	<p>それならば、別居しているだけで28点にすれば良いのではないですか。</p>
保育課主幹	<p>離婚を前提としない別居の場合は、原則、父の就労証明が必要となります。離婚が前提でなければ、就労証明を提出していただき、それに基づいて点数をつけます。離婚前提で、夫と連絡がとれず、どうしても就労証明を持ってこられなかった人のみ、ここに該当することになります。</p>
森田委員	<p>誓約書というのはスティグマを伴うものなので、配慮していただきたいですね。どうしても必要なのでしょうか。本来、保育所は子どもや家族を支えるための施設ですので、入所基準が家族を壊してしまうことは避けた方が良くと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
保育課主幹	誓約書の提出と住民票が別であるということを確認させていただきたいと思います。離婚を前提でなければ、住民票を分けてまで別居することはないと思いますので、住民票が別であり、離婚前提により連絡が取れず夫の就労証明が出せない場合には誓約書などを提出していただいて、基準点数を加えたいと考えております。
森田委員	実際にこういった方は何名いらっしゃるのですか。
保育課主幹	28年度の申し込みでは、父からの就労証明をどうしても出すことができずに30点を加えた方は4名いらっしゃいました。
森田委員	どういう場合に問題になっているのですか。
保育課長	例として、父の就労時間が短い場合で、住民票だけを別にしておいて、点数を高くするために就労証明を出さないという場合が考えられます。
健康福祉部長	児童福祉法の趣旨から考えると、離婚を前提にということではなく、「特別な理由により」という文言に修正したうえでご審議をいただきたくことも必要と考えております。
森田委員	この基準は、市民に対して透明性をもって審査しているということの説明するためのものなので、内々で審査すべきではないと思います。その上で、可能な限り、児童福祉施設としての役割を全うできるものにしていただきたいと思います。
石間戸委員	私の施設でも離婚を前提として別居している職員がおりまして、違和感はなかったのですが、「特別な事情」という表現が良いと思います。
広瀬委員	特別な事情とは、離婚以外に何か事情があるのでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容
	この表現ですと、特別な事情とは何ですかということになるおそれがあると思います。
保育課長	特別な事情については、離婚以外は思いつきませんが、児童
	福祉法の趣旨もありますので、表現については検討したいと考
	えております。
窪寺委員	単身赴任の人も一日中いないということは同じだと思いま
	すが、無縁な状態で別居している人の方が、優先順位が高いと
	いうことなのでしょうか。
保育課長	単身赴任の人は、いつかは家に戻ってくる可能性があること
	や経済的な援助があることが考えられ、生活的には優位な場合
	が多いため、別居している人の方が、優先度が高くなることも
	あると思います。
加藤委員	「離婚を前提に」という表現は、親の立場としてはどうかと
	思いますが、審査する側として明確な基準を持っていただきたい
	ので、どちらとも言えません。
議長	それでは、「離婚を前提に別居している場合」という表現に
	ついては、所管課が調整するということによろしいでしょう
	か。
健康福祉部長	議事（１）「保育所（園）入所選考基準表の項目の追加等
	について」について、皆さまにご議論いただいた結果、所管課と
	しては「特別な理由で別居している場合」と修正してお諮りし
	たいと存じます。
石田委員	「特別な理由で別居している場合」という表現に修正してい
	ただきましたが、よろしいでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）

発 言 者	発 言 内 容
議長	<p>議事（１）については、以上です。</p> <p>議事（２）その他については何かありますか。</p>
支援相談担当リーダー	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして、議事については終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力によりまして、スムーズに議事が進行できたことを感謝申し上げます。</p> <p>これにて、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。事務局にお返しします。</p>
支援相談担当リーダー	<p>本日の議事につきまして、慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の5「その他」ですが、「保育課関係の条例改正」について所管課から説明いたします。</p>
保育課長	<p>資料２により説明</p>
支援相談担当リーダー	<p>ただ今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
支援相談担当リーダー	<p>続きまして、「平成２７年度 飯能市子育て関連の主な事業の実施状況」、「平成２８年度新規事業」について所管課から説明します。</p>
子育て支援課長	<p>資料３、資料４により説明</p>
支援相談担当リーダー	<p>ただ今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。</p>

発 言 者	発 言 内 容
広瀬委員	市民課や地区行政センターで母子健康手帳を交付していないのですか。
子育て支援課長	現在は移行期間ですので、どちらでも交付しておりますが、できる限り保健センターにお越しく下さいとご案内しています。いずれは保健センターに一本化していきたいと考えております。
広瀬委員	母子健康手帳を交付する際に面談を行うことは良いことだと思いますが、保健センターに一本化されてしまったために母子健康手帳をもらわなかったということがないように配慮していただきたいと思います。
子育て支援課長	将来的には、子育て総合センターでも交付できるように計画しているところでございます。平成28年の4月から現在の体制となりましたが、50%以上は保健センターでの交付となっております。
広瀬委員	保健センターに行ける人は心配ありませんが、行けない人をフォローしていくことが大切ですのでよろしくお願いします。
加藤委員	子育てアプリに登録すると予防接種等のスケジュールがわかるのですか。
健康福祉部長	登録していただくとお子さまごとに予防接種のスケジュールをお知らせすることになっています。
加藤委員	市外から転入してきた場合は、以前に受けた予防接種の状況も反映されているのですか。
健康福祉部長	飯能市に転入する前の情報は反映しておりませんので、手作業で入力していただくこととなります。

発 言 者	発 言 内 容
支援相談担当リーダー	他に、何かございますか。
窪寺委員	入所申請の際に誓約書を提出するということは変わらない
	のですか。
保育課主幹	はい、誓約書は提出していただきたいと考えております。
支援相談担当リーダー	その他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「なし」の声あり)
支援相談担当リーダー	次回の審議会は12月までに開催したいと考えております
	ので、よろしく申し上げます。
	最後に健康福祉部長より閉会のことばを申し上げます。
健康福祉部長	委員の皆様には長時間にわたり慎重なご審議をいただき、誠
	にありがとうございました。これをもちまして平成28年度第
	1回飯能市児童福祉審議会を終了いたします。
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>議長の署名 _____</p>	